

市民農園整備等の支援施策（概要）（※今回追加要望の対象事業は黄色着色事業）

（１）ソフト事業（推進事業）

事業名	事業内容	補助金額 (補助率)	事業主体
ひょうご市民農園推進事業(市町等推進事業)	身近な農作業体験の場となる市民農園の開設や運営改善などの取り組みを支援 協議会・研修会の開催、利用率向上のための啓発活動、イベント等交流活動等	上限 250 千円 (県費 1/2 以内)	(市民農園の運営改善に取り組む) 市町、農協、3 戸以上の農業者が組織する団体、NPO 法人、(公社) ひょうご農林機構 等

（２）ハード事業（条件整備事業）

事業名	事業内容	補助金額 (補助率)	事業主体
ひょうご市民農園 (大規模型) 整備事業 (国庫補助：農山漁村振興交付金)	①日帰り型市民農園 農園の区画・園路、多目的施設(休憩所、更衣室等)、農機具収納施設、コミュニティー広場等 ②滞在型市民農園 滞在施設、農園の区画・園路、多目的施設(休憩所、更衣室等)、農機具庫、コミュニティー広場等	国費上限 200,000 千円 + 県費随伴 (国庫 1/2 以内 + 県費随伴 7%)	市町、農協、農業者が組織する団体、NPO 法人等
ひょうご市民農園 整備事業 【県単独補助】	小規模市民農園の整備及び既存施設のレベルアップ 〔市民農園関係施設〕 〈必須施設〉 ①交流促進施設(東屋、ベンチ等) ②資源循環施設(コンポスト等) ※必須施設の整備によらず、交流促進及び資源循環に係る取組を実施することで要件を満たすことも可能 〈選択施設〉 ①修景、景観施設(芝張り、花壇等) ②その他必要施設(農機具庫、小農機具等)	上限 1,500 千円 (県費 1/2 以内)	市町、農協、農業者、農業者が組織する団体、NPO 法人、社会福祉法人等非営利法人、民間企業等営利法人、自治会等任意団体